

令和 6 年
第 1 回 土 岐 市 議 会 定 例 会 議 案

令和 6 年 2 月 2 8 日（第 1 日）

令和6年第1回土岐市議会定例会議事日程（第1日）

令和6年2月28日（水曜日）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議第1号 令和6年度土岐市一般会計予算

日程第4 議第2号 令和6年度土岐市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議第3号 令和6年度土岐市駐車場事業特別会計予算

日程第6 議第4号 令和6年度土岐市介護保険特別会計予算

日程第7 議第5号 令和6年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計予算

日程第8 議第6号 令和6年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別
会計予算

日程第9 議第7号 令和6年度土岐市後期高齢者医療特別会計予算

日程第10 議第8号 令和6年度土岐市病院事業会計予算

日程第11 議第9号 令和6年度土岐市水道事業会計予算

日程第12 議第10号 令和6年度土岐市下水道事業会計予算

日程第13 議第11号 令和5年度土岐市一般会計補正予算（第6号）

日程第14 議第12号 令和5年度土岐市一般会計補正予算（第7号）

日程第15 議第13号 令和5年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議第14号 令和5年度土岐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）

日程第17 議第15号 令和5年度土岐市病院事業会計補正予算（第3号）

日程第18 議第16号 令和5年度土岐市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第19 議第17号 土岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の
一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第20 議第18号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整
備に関する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

日程第21 議第19号 土岐市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例につ
いて・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

別冊

日程第 22	議第20号	土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例について・・・	9
日程第 23	議第21号	土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について・・・	13
日程第 24	議第22号	土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について・・・	18
日程第 25	議第23号	土岐市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・	20
日程第 26	議第24号	土岐市介護保険条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	22
日程第 27	議第25号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について・・・・・・・・・・	25
日程第 28	議第26号	土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・	50
日程第 29	議第27号	土岐市水道事業給水条例の一部を改正する条例について・・・	52
日程第 30	議第28号	土岐市病院事業実施施設の指定管理者の指定の期間の延長について・・・・・・・・・・	54
日程第 31	諮第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・・・・・	55
日程第 32	諮第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・・・・・	56

議第 17 号

土岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

土岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年土岐市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

（６） 特定個人番号利用事務 番号法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（７） 利用特定個人情報 番号法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報

報をいう。

第 3 条第 1 項中「番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

議第 18 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

(土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年
土岐市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条第1項中「、6月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の100）、12月に支給する場合には100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）」を「100分の102.5）」に、「100分の72.5」を「100分の68.75」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 給与条例第18条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）」とあるのは「100分の48.75」と読み替えるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項において準用する給与条例第18条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第23条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、「、6月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の100）、12月に支給する場合には100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）」を「100分の102.5）」に、「100分の72.5」を「100分の68.75」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 給与条例第18条の規定は、任期の定めが6月以上のパート

タイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）」とあるのは「100分の48.75」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として市の規則で定める額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項において準用する給与条例第18条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

（土岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 土岐市職員の育児休業等に関する条例（平成4年土岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第9条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

（土岐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 土岐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年土岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号及び第2号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

（土岐市監査委員条例の一部改正）

第4条 土岐市監査委員条例（昭和39年土岐市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

（土岐市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第5条 土岐市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年土岐市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

（土岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第6条 土岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年土岐市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

（土岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第7条 土岐市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年土岐市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 19 号

土岐市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

土岐市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

災害応急作業等に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、この条例を定めようとする。

土岐市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

土岐市職員特殊勤務手当支給条例（昭和 3 1 年土岐市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「作業勤務手当」の次に「及び災害応急作業等手当」を加える。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（災害応急作業等手当）

第 4 条 災害応急作業等手当は、異常な自然災害により重大な災害が発生し、又は発生のおそれがある現場において、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査等（以下「災害応急作業等」という。）に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、1, 0 8 0 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

議第 2 0 号

土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例

土岐市手数料徴収条例（昭和３０年土岐市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表（２）の部６の項中「閲覧に供する事務」の次に「又は法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類１件につき」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの１件につき」に改め、同項を同部８の項とし、同部５の項中「記載した事項の証明書の交付」の次に「又は法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同部７の項とし、４の項を５の項とし、同項の次に次のように加える。

６ 法第１２０条の３第２項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号１件につき	７００円
---	----------------------------	----------------------------	-------------

項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
---	--	--	--

別表（２）の部１の項中「法第１２０条第１項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「法第１２０条第１項若しくは第１２０条の２第１項の規定に基づく戸籍証明書」に改め、同部３の項中「法第１２０条第１項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「法第１２０条第１項若しくは第１２０条の２第１項の規定に基づく除籍証明書」に改め、同項を同部４の項とし、同部２の項の次に次のように加える。

３ 法第１２０条の３第２項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるもの）に限る。以下この項及び６の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号１件につき	４００円
--	---------------------	---------------------	------

における当該発行及び戸籍電子 証明書提供用識別符号の発行に 係る戸籍電子証明書の請求を行 う者が同時に当該戸籍電子証明 書が証明する事項と同一の事項 を証明する戸籍の謄本若しくは 抄本又は戸籍証明書の請求を行 う場合における当該発行を除 く。)			
--	--	--	--

別表（７）の部３の項金額の欄オ（１）中「１，１８０，０００円」を「１，４５０，０００円」に改め、同欄オ（２）中「１，４１０，０００円」を「１，７２０，０００円」に改め、同欄オ（３）中「１，５９０，０００円」を「１，９２０，０００円」に改め、同欄オ（４）中「１，９５０，０００円」を「２，３６０，０００円」に改め、同欄オ（５）中「２，２７０，０００円」を「２，７４０，０００円」に改め、同欄オ（６）中「４，５５０，０００円」を「５，６４０，０００円」に改め、同欄オ（７）中「５，８２０，０００円」を「７，２４０，０００円」に改め、同欄オ（８）中「７，０７０，０００円」を「８，７９０，０００円」に改め、同表（９）の部１の項金額の欄イ中「高圧ガスの製造をするもの」の次に「次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）第３７条の４第１項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、６，０００円）」を加え、同表（９）の部５の項金額の欄ア中「（昭和４２年法律第１４９号）」を削る。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、別表（２）の部の改正規定は、令和６年３月１日から施行する。

議第 2 1 号

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例

土岐市国民健康保険条例（昭和 3 4 年土岐市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第 2 2 条」を「第 7 条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「第 2 2 条」を「第 7 条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 2 2 条の規定により読み替えられた法第 7 0 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第 1 3 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第 1 4 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 1 5 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項各号列記以外の部分及び同項第 1 号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第 2 号中「一

般被保険者均等割」を「被保険者均等割」に改め、「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の2から第15条の5の2までを次のように改める。

第15条の2から第15条の5の2まで 削除

第15条の6中「又は第15条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。）」を削る。

第15条の6の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第15条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の6の6の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号、第2号及び第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の6の7から第15条の6の11までを次のように改める。

第15条の6の7から第15条の6の11まで 削除

第15条の6の12中「又は第15条の6の7」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。）」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第15条の7第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第18条第1項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」、「第15条の2、」及び「若しくは第15条の6の7」を削り、「又は減少した」を「若しくは減少した」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは第15条の5」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」を削り、同条第2項中「、第15条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第15条の6の7」及び「若しくは第15条の5」を削る。

第19条第1項中「又は第15条の2」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め、同条第3項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第15条の2」を削る。

第19条の3第1項中「又は第15条の5」を削り、同条第3項中「又は第15条の5」、「又は第15条の6の10」及び「、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の6第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第15条の5」を削り、同条第6項中「又は第15条の5」、「又は第15条の6の10」及び「、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の6第2項」と」を削る。

第19条の4第1項中「又は第15条の2」を削り、同条第3項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第15条の2」を削り、同条第7項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第15条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険

料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 2 2 号

土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援
施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年土岐市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項第２号中「同条第１１項」を「同条第１０項」に改める。

第２３条の見出し中「掲示」の次に「等」を加え、同条中「を掲示しなければならない。」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。」に改める。

第３５条第３項中「と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」」を削る。

第３６条第３項中「第６条第２項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「を」、「教育・保育給付認定子どもの総数」と、「の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「を加える。

第５３条第２項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２３条の改正規定は、令和６年４月１日から施行する。

議第 2 3 号

土岐市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例について

土岐市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市保育園条例の廃止に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

土岐市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額等を定める条例（平成26年土岐市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに土岐市保育園条例（昭和39年土岐市条例第39号）及び土岐市認定こども園条例」を「、土岐市認定こども園条例」に、「並びに」を「及び」に改める。

第3条中「土岐市保育園条例第5条第2項及び」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 2 4 号

土岐市介護保険条例の一部を改正する条例について

土岐市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

介護保険料の改定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市介護保険条例の一部を改正する条例

土岐市介護保険条例（平成１２年土岐市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項第１号中「第３９条第１項第１号に掲げる者」を「第３８条第１項第１号に掲げる者」に、「３７，２００円」を「３１，１２０円」に改め、同項第２号中「令第３９条第１項第２号に掲げる者」を「令第３８条第１項第２号に掲げる者」に、「４８，３６０円」を「４６，８５０円」に改め、同項第３号中「令第３９条第１項第３号に掲げる者」を「令第３８条第１項第３号に掲げる者」に、「５５，８００円」を「４７，１９０円」に改め、同項第４号中「令第３９条第１項第４号に掲げる者」を「令第３８条第１項第４号に掲げる者」に、「６６，９６０円」を「６１，５６０円」に改め、同項第５号中「令第３９条第１項第５号に掲げる者」を「令第３８条第１項第５号に掲げる者」に、「７４，４００円」を「６８，４００円」に改め、同項第６号中「次のいずれかに該当する者」を「令第３８条第１項第６号に掲げる者」に、「８９，２８０円」を「８２，０８０円」に改め、同号ア及びイを削り、同項第７号中「次のいずれかに該当する者」を「令第３８条第１項第７号に掲げる者」に、「９６，７２０円」を「８８，９２０円」に改め、同号ア及びイを削り、同項第８号中「次のいずれかに該当する者」を「令第３８条第１項第８号に掲げる者」に、「１１１，６００円」を「１０２，６００円」に改め、同号ア及びイを削り、同項第９号中「次のいずれかに該当する者」を「令第３８条第１項第９号に掲げる者」に、「１２６，４８０円」を「１１６，２８０円」に改め、同号ア及びイを削り、同項第１０号中「次のいずれかに該当する者」を「令第３８条第１項第１０号に掲げる者」に、「１３３，９２０円」を「１２９，９６０円」に改め、同号ア及びイを削り、同項第１１号中「１４１，３６０円」を「１６４，１６０円」に改め、同号を同項第１３号とし、同項第１０号の次に次の２号を加える。

（１１） 令第３８条第１項第１１号に掲げる者 １４３，６４０円

（１２） 令第３８条第１項第１２号に掲げる者 １５７，３２０円

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,320円」を「19,490円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,320円」を「19,490円」に、「37,200円」を「33,170円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,320円」を「19,490円」に、「52,080円」を「46,850円」に改める。

第4条第3項中「令第39条第1項第1号イ」を「令第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「令第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の土岐市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 25 号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部
を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、この条例を定めようとする。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(土岐市指定居宅介護支援等の基準等を定める条例の一部改正)

第1条 土岐市指定居宅介護支援等の基準等を定める条例（平成30年土岐市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第4条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅

介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければ

ならない。

第15条第14号中「若しくは歯科医師」を「等」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第29号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項各号を次のように改める。

(1) 第15条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

- ア 居宅サービス計画
- イ 第15条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
- ウ 第15条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
- エ 第15条第15号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第33条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（土岐市指定地域密着型サービスの基準等を定める条例の一部改正）

第2条 土岐市指定地域密着型サービスの基準等を定める条例（平成24年土岐市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回」を「当該指定定期巡回」に、「施設」を「敷地」に改める。

第9条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第205条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第26条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを

得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為
(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第36条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要
事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同
項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事
項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第44条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項
第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、
同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号
とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項
第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第26条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際
の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第49条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第50条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第53条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号と
し、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の
利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、
身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項
第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、
同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号

とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第53条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第61条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第61条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第61条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第61条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第61条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第64条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第67条第2項中「施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第68条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第72条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第81条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第72条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際

の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第84条第6項の表の中欄中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第85条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第94条第5号中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体の拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第108条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第108条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

第109条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第5号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第113条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第123条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第127条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（1） 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（2） 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患

者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（以下「第２種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

５ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

６ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第１２９条第２項第２号から第６号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第１３０条中「及び第１０６条」を「、第１０６条及び第１０８条の２」に改める。

第１３２条第７項中第２号を削り、第３号を第２号とし、同条に次の１項を加える。

１１ 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第１項第２号アの規定の適用については、当該規定中「１」とあるのは、「０．９」とする。

（１） 第１５１条において準用する第１０８条の２に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

- オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修
- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
 - (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
 - (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第133条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第149条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が

可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第150条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第151条中「及び第101条」を「、第101条及び第108条の2」に改める。

第153条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第154条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第167条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第168条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第169条第5号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第174条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該指定地域密着型介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）」を「入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第174条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第178条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第179条中「及び第61条の17第1項から第4項まで」を「、第61条の17第1項から第4項まで及び第108条の2」に改める。

第189条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第191条中「第4項まで」の次に「、第108条の2」を加える。

第193条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第194条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第199条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第203条第2項第3号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第204条中「及び第108条」を「、第108条及び第108条の2」に改める。

第205条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（土岐市指定介護予防支援等の基準等を定める条例の一部改正）

第3条 土岐市指定介護予防支援等の基準等を定める条例（平成26年土岐市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者

である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の１項を加える。

- ２ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第５条第１項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第２項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の２項を加える。

- ３ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第１項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６第１号イ（３）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第１項に規定する管理者とすることができる。
- ４ 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- （１） 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

- （２） 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第６条第２項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第３項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第４項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第

35条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定」に改め、同条第4号中「次章の規定」の次に「(第32条第29号の規定を除く。)」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第35条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(土岐市指定地域密着型介護予防サービスの基準等を定める条例の一部改正)

第4条 土岐市指定地域密着型介護予防サービスの基準等を定める条例(平成24年土岐市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条第7項」を「第45条第7項」に改める。

第11条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第33条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項を

ウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第14号中「第12号まで」を「第14号まで」に改め、同号を第16号とし、第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第45条第6項の表の中欄中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第46条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規

定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)
が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第4
8条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、
指定訪問介護事業者（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運
営等に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第77号。以下「指
定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介
護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス
等基準条例第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同
じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの
事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介
護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支
援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第54条第1項中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下
「身体の拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項
を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化
を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話
装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開
催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹
底を図ること。

（2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（3） 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研
修を定期的実施すること。

第64条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資す
る方策を検討するための委員会の設置）

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介
護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービ
スの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第65条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第73条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第80条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第84条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第86条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第87条中「及び第62条」を「、第62条及び第64条の2」に改める。

第92条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の土岐市指定居宅介護支援等の基準等を定める条例第24条第3項（同条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の土岐市指定地域密着型サービスの基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第36条第3項（新地域密着型サービス基準条例第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随

時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の土岐市指定介護予防支援等の基準等を定める条例第23条第3項（同条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の土岐市指定地域密着型介護予防サービスの基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第33条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第3条 施行日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第94条第7号及び第199条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第54条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第108条の2（新地域密着型サービス基準条例第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第64条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第5条 施行日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第174条第1項（新地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかな

ければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議第 26 号

土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

土岐市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年土岐市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「12,440円」を「12,500円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に、「10,670円」を「10,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の土岐市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた土岐市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第 2 7 号

土岐市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

土岐市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

水道法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市水道事業給水条例の一部を改正する条例

土岐市水道事業給水条例（昭和 5 8 年土岐市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条及び第 2 3 条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議第 28 号

土岐市病院事業実施施設の指定管理者の指定の期間の延長について

市は、次の条項により指定管理者の指定の期間を延長するものとする。

令和 6 年 2 月 28 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

- 1 施設の名称 土岐市立総合病院
土岐市国民健康保険駄知診療所
土岐市老人保健施設やすらぎ
土岐市訪問看護ステーションときめき
- 2 指定管理者 岐阜県岐阜市宇佐南 4 丁目 13 番 1 号
岐阜県厚生農業協同組合連合会
代表理事理事長 谷口 直樹
- 3 延長する期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日を超えない範囲内において（仮称）公立東濃中部医療センターの開院の日の前日まで

諮第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年2月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	大島 珠美	

諮第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員会法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年2月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	水野 和代	

議 案 付 託 表

付託委員会	議案番号	案 件
総務産業建水委員会	議第11号	令和5年度土岐市一般会計補正予算（第6号）（所管部分）

付託委員会	議案番号	案 件
文教厚生委員会	議第11号	令和5年度土岐市一般会計補正予算（第6号）（所管部分）
	議第20号	土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例について